

事故が起こった場合

■事故が起こった場合は、遅滞なく損保ジャパン日本興亜または取扱代理店までご連絡ください。遅滞なくご通知いただけなかった場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

保険会社破綻時の取扱い

- 引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業継続が困難となり、法令に定める手続きに基づき契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。
- この保険については、ご契約者が個人、小規模法人（引受保険会社の経営破綻時に常時使用する従業員等の数が20名以下である法人をいいます。）またはマンション管理組合である場合にかぎり、損害保険契約者保護機構の補償対象となります。補償対象となる保険契約については、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の8割まで（ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額）が補償されます。損害保険契約者保護機構の詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

個人情報の取扱いについて

- 保険契約者（団体）は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパン日本興亜に提供します。
- 損保ジャパン日本興亜は、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等損保ジャパン日本興亜の取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、その他業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社、等（外国にある事業者を含みます。）に提供等を行う場合があります。また、契約の安定的な運用を図るために、加入者および被保険者の保険金請求情報等を契約者に対して提供することがあります。なお、保健医療等のセンシティブ情報（要配慮個人情報を含みます。）の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。個人情報の取扱いに関する詳細（国外在住者の個人情報を含みます。）については損保ジャパン日本興亜公式ウェブサイト（<https://www.sjnk.co.jp/>）をご覧ください。申込人（加入者）および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえでご加入ください。

問い合わせ先（保険会社等の相談・苦情・連絡窓口）

- 団体契約者
公益社団法人 日本農業法人協会
TEL 03-6268-9500 FAX 03-3237-6811（受付時間：平日の午前9時から午後5時まで）
〒102-0084 東京都千代田区二番町9番地8 中労基協ビル1階
- 取扱代理店
株式会社カワシマ（神田事務所）
〒100-0046 東京都千代田区神田多町2-9 神田MICビル4階
TEL 03-6206-9566 FAX 03-6206-4873（受付時間：平日の午前9時から午後5時まで）
- 引受保険会社
損害保険ジャパン日本興亜株式会社 団体・公務開発部第三課
〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1
TEL 03-3349-9588 FAX 03-6388-0162（受付時間：平日の午前9時から午後5時まで）
- 指定紛争解決機関
損保ジャパン日本興亜は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパン日本興亜との間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター
〔ナビダイヤル〕0570-022808 <通話料有料>
受付時間：平日の午前9時15分から午後5時まで（土・日・祝日・年末年始は休業）
詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。（<http://www.sonpo.or.jp/>）
- 事故が起こった場合は、ただちに損保ジャパン日本興亜または取扱代理店までご連絡ください。
損害保険ジャパン日本興亜株式会社 海上保険金サービス室 運送保険金サービス課
TEL 03-5913-3727 FAX 03-6853-6390（受付時間：平日の午前9時から午後5時まで）

- 取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものになります。
- このパンフレットは、概要を説明したものです。詳細につきましては、ご契約者である団体の代表者の方にお渡ししております約款等に記載しています。必要に応じて、団体までご請求いただくか、損保ジャパン日本興亜公式ウェブサイト（<https://www.sjnk.co.jp/>）でご参照ください（ご契約内容が異なっていたり、公式ウェブサイトに約款・ご契約のしおりを掲載していない商品もあります。）。ご不明点等がある場合には、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。
- 加入者証は大切に保管してください。また、ご加入後3か月を経過しても加入者証が届かない場合は、損保ジャパン日本興亜までご照会ください。

日本農業法人協会 会員の皆さまへ

令和2年度版

畜産業者向け 再生産費用補償保険



経営が正常化するまでの間の
再生産コストを補償!!

申込締切日 令和2年2月28日（金）

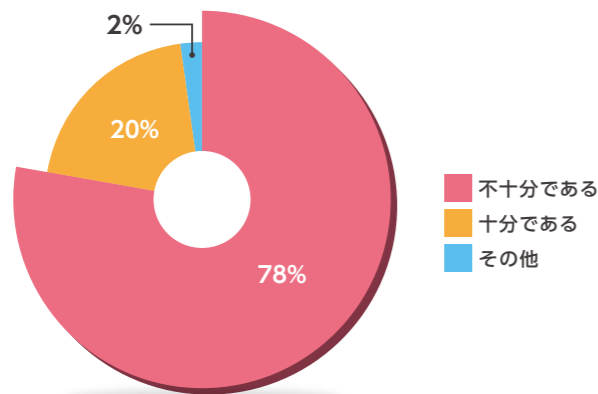
保険期間 令和2年3月15日（日）～1年間

会員向けアンケート

貴協会会員さまへアンケートを実施しましたところ、再生産費用の重要性を認識されており、経営リスクであると考えている事業主さまが多いことが分かりました。

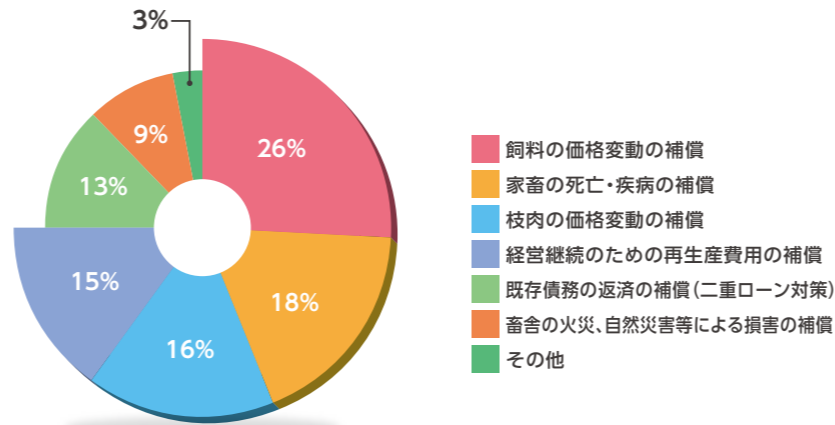
設問 1 畜産経営に対する公的なセーフティネット※は十分とお考えでしょうか？

※農業災害補償法に基づく家畜共済、新マルキン事業、家畜防疫互助事業など



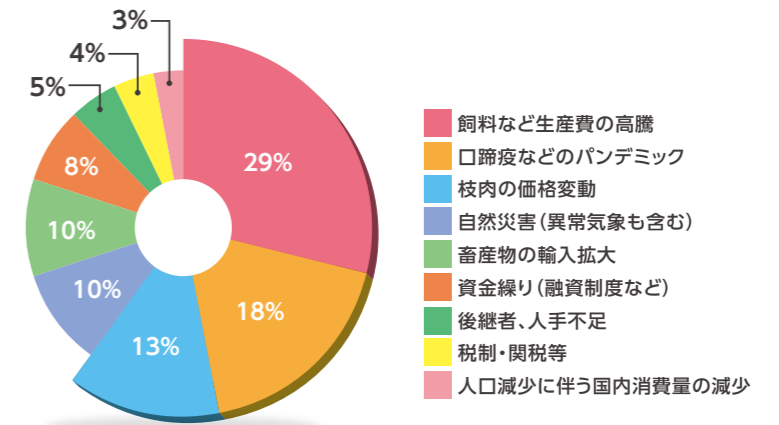
「不十分」と回答した事業者が
全体の78%

設問 2 「不十分」なのどのような部分(複数回答可)は、でしょうか？



「不十分」なのは、
「飼料の価格変動の補償」、
「家畜の死亡・疾病の補償」、
「枝肉の価格変動の補償」、
「再生産費用の補償」

設問 3 経営リスクとして最も影響が大きい事項はどれでしょうか？(上位3つまで回答可)



経営リスクとして影響が大きいのは、
「飼料など生産費の高騰」、
「口蹄疫などのパンデミック」、
「枝肉の価格変動」

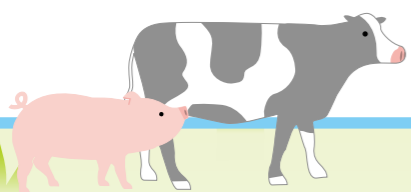
保険の特長

本保険は経営リスクである、再生産費用を補償します。

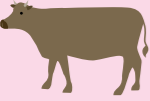



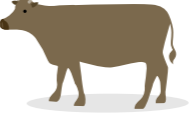




| 家畜導入から出荷までの流れ | 家畜導入 | 疾病発生 | 死亡等 | 代替家畜導入 | 再生産(飼養、分娩、搾乳等) | 出荷 |
|---------------|-------------------------|------|----------|------------------------|----------------|----|
| リスク | 死亡・廃用・病気・ケガ・盗難等による家畜の損失 | | | ・死体処理費用 ・経営継続のための資金 | 飼料代、人件費等の再生産費用 | |
| 補償 | 家畜共済 | | 家畜防疫互助事業 | | 補償なし | |

代替家畜導入以降の、飼育・肥育生産コスト等、経営継続費用の一部を補償します！

家畜再生産費用保険で補償します！

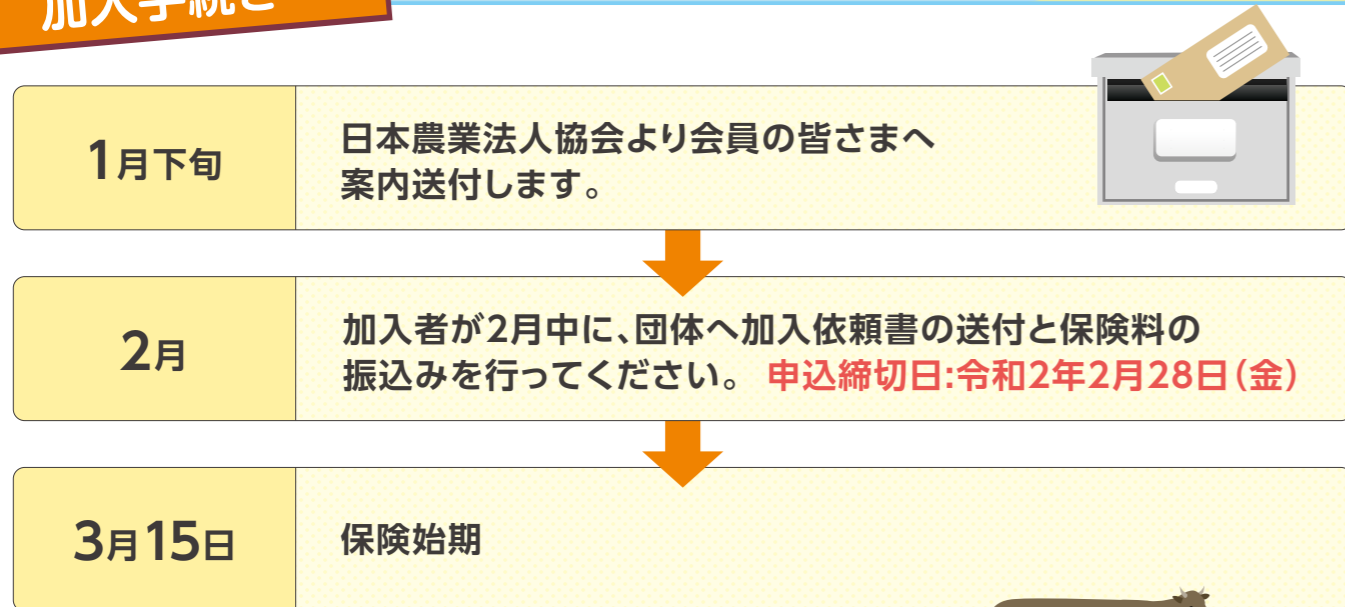


保険金額と保険料

| | | 対象家畜・畜種 | 対象となる保険事故(①~③) | 対象となる保険事故(①~③) 1頭あたりの補償金額 | 対象となる保険事故(④) | 対象となる保険事故(④) 1頭あたりの補償金額 | 年額保険料/頭 |
|--|--|----------|---|------------------------------|---|----------------------------|---------|
|  肉用牛 <small>※出生月を含め、5か月を経過したものが対象</small> | | 肉専用種繁殖雌牛 | ① 火災・自然災害 火災・自然災害 (ただし、地震・噴火・津波は除く)による死亡・廃用  ② 監視伝染病(法定+届出)による死亡・殺処分による廃用 牛・豚固有の家畜伝染病予防法に規定されている監視伝染病(家畜伝染病および届出伝染病)の罹患による死亡または廃用(自主と殺は除きます。)  ③ 輸送中の事故 輸送中の輸送用具の衝突・転覆による死亡  | 109,000円 | ④ 廃棄処分 と畜場で、と殺、解体、枝肉加工等した際に牛白血病の罹患が判明したことにより生じた廃棄処分損害。 <small>※全部廃棄のみ対象</small>    | 100,000円 | 740円 |
| | | 去勢若齢肥育牛 | | 146,000円 | | 830円 | |
| | | 交雑種肥育牛 | | 130,000円 | | 770円 | |
| | | 乳用雄肥育牛 | | 79,000円 | | 570円 | |
|  乳用牛 <small>※出生月を含め、5か月を経過したものが対象</small> | | 乳用牛 | 107,000円 | 100,000円 | 580円 | | |
| | | 乳用雄肥育牛 | 79,000円 | 79,000円 | 570円 | | |
|  豚 <small>※繁殖種豚は、出生月を含め、5か月を経過したものの肥育豚は、日齢が20日を経過したものが対象</small> | | 繁殖種豚(雌) | 17,200円 ^{※1} | — | 80円 | | |
| | | 肥育豚 | 10,000円 ^{※1} | — | 90円 | | |
| | | | | | ④ 廃棄処分<オプション> <small>【肥育豚のみ】肥育豚のPED罹患 ※日齢20日以下の哺乳子豚も対象</small> 2,000円 | 210円 | |

※1 CSF(豚コレラ)、ASF(アフリカ豚コレラ)については、一事故支払補償金額を1,000万円限度とします。

加入手続き



契約に関する注意点

- 加入時は畜産事業者が飼養する全ての頭数を対象とした一括引受けです。一部の家畜のみは加入できません。
- 保険料は全額損金(経費)算入が可能です。(詳しくは、税理士にご相談ください。)
- 中途加入はできません。(加入状況により、中途募集を行う場合は、別途ご案内します。)
- 期中での頭数の増減はできません。
- 保険始期時点での加入頭数が年間通算支払限度頭数となります。(自動復元はしません。)

この保険のあらまし(契約概要のご説明)

◆商品の仕組み:この商品は運送保険普通保険約款に家畜再生産費用補償保険特別約款等をセットしたものです。

◆保険契約者:公益社団法人日本農業法人協会

◆保険期間:令和2年3月15日(日)午後4時から令和3年3月15日(月)午後4時まで(1年間)

◆申込締切日:令和2年2月28日(金)

◆引受条件(保険金額)、保険料、保険料払込方法等:引受条件(保険金額等)、保険料は本パンフレットに記載しておりますので、ご確認ください。

●加入対象者:公益社団法人日本農業法人協会の会員の皆さま

●被保険者:公益社団法人日本農業法人協会の会員の皆さま ※加入した方が被保険者となります。

●お支払方法:令和2年3月4日(水)までに公益社団法人日本農業法人協会・事務局の指定口座へお振込みください。

●お手続き方法:添付の加入申込書に必要事項をご記入のうえ、協会・事務局へご提出ください。この契約の保険料を算出する際や保険金をお支払いする際の重要な項目である畜種1頭ごとの保険料は、畜種別保険料表をご確認ください。

●中途加入:原則保険期間の中途でのご加入は、お引受けしません。
ただし、加入状況により中途募集を行う場合は、このかぎりではありません。

●中途脱退:この保険から脱退(解約)される場合は、協会の事務局へご連絡ください。

◆満期返れい金・契約者配当金:この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

補償の内容(保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合)

被保険者が所有する肉用牛・乳用牛・豚が、日本国内において、火災・爆発・輸送用具の衝突・転覆、自然災害および監視伝染病により1頭ごとの死亡・廃用および1頭ごとの全量廃棄された場合、保険金をお支払いします。

【自然災害について】

◆「自然災害」とは、暴風・竜巻・豪雨・豪雪・洪水・がけ崩れ・土石流・高潮をいいます。地震・噴火もしくはこれらによる津波またはこれらに関連のある火災その他類似の事故によって生じた1頭ごとの「死亡」・「廃用」に対しては、保険金を支払いません。

地震・噴火もしくはこれらによる津波により異常な状態が存在する間に生じた1頭ごとの「死亡」・「廃用」は、前段に掲げる事故によって生じたものと推定します。

【監視伝染病について】

◆家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第5条第1項に規定する監視伝染病をいいます。

監視伝染病の種類は下表記載のとおりです。

(表-牛用)

| 家畜伝染病予防法第16条の規定 | 家畜伝染病予防法第17条の規定(家畜伝染病予防法施行規則第2章第2条) | | |
|-----------------|-------------------------------------|-----------------|---------------|
| 01 牛疫 | 01 流行性脳炎 | 01 ブルータンブ | 15 気腫疽 |
| 02 牛肺疫 | 02 狂犬病 | 02 アカバネ病 | 16 レプトスピラ症 |
| 03 口蹄疫 | 03 水胞性口炎 | 03 悪性カタル熱 | 17 サルモネラ症 |
| | 04 リフトレバー熱 | 04 チュウザン病 | 18 牛カンピロバクター症 |
| | 05 炭疽 | 05 ランピースキン病 | 19 トリパノソーマ病 |
| | 06 出血性敗血症 | 06 牛ウィルス性下痢・粘膜炎 | 20 トリコモナス病 |
| | 07 プルセラ病 | 07 牛伝染性鼻気管支炎 | 21 ネオスポラ症 |
| | 08 結核病 | 08 牛白血病 | 22 牛バエ幼虫症 |
| | 09 ヨーネ病 | 09 アイノウィルス感染症 | |
| | 10 ピロプラズマ病 (農水省令で定める病原体にかぎります。) | 10 イバラキ病 | |
| | 11 アナプラズマ病 (農水省令で定める病原体にかぎります。) | 11 牛丘疹性口炎 | |
| | 12 伝達性海綿状脳症 | 12 牛流行熱 | |
| | | 13 類鼻疽 | |
| | | 14 破傷風 | |

(表-豚用)

| 家畜伝染病予防法第16条の規定 | 家畜伝染病予防法第17条の規定(家畜伝染病予防法施行規則第2章第2条) | | |
|--------------------|-------------------------------------|--------------|----------------|
| 01 牛疫 | 01 流行性脳炎 | 01 類鼻疽 | 10 豚エンテロウィルス性 |
| 02 口蹄疫 | 02 狂犬病 | 02 気腫疽 | 11 豚繁殖・呼吸障害症候群 |
| 03 CSF(豚コレラ)*1 | 03 水胞性口炎 | 03 レプトスピラ症 | 12 豚水疱疹 |
| 04 ASF(アフリカ豚コレラ)*1 | 04 炭疽 | 04 サルモネラ症 | 13 豚流行性下痢 |
| | 05 出血性敗血症 | 05 ニパウィルス感染症 | 14 萎縮性鼻炎 |
| | 06 プルセラ病 | 06 野兔病 | 15 豚丹毒 |
| | 07 豚水胞病 | 07 トキソプラズマ病 | 16 豚赤痢 |
| | | 08 オーエスキー病 | |
| | | 09 伝染性胃腸炎 | |

※1 CSF(豚コレラ)、ASF(アフリカ豚コレラ)については、一事故支払補償金額を1,000万円限度とします。

用語の定義

| 用語 | 定義 |
|---------|--|
| 輸送中 | 輸送開始のために、食肉用に飼育された家畜(牛・豚)および乳用に飼育された牛(以下「貨物」といいます。)が発送地における保管場所から搬出された時またはその保管場所において貨物の輸送用具への積み込みが開始された時のいずれか早い時から、通常の輸送過程を経て、貨物が仕向地における荷受人の指定した保管場所もしくは加工工場に搬入された時またはその保管場所もしくは加工工場において輸送用具から荷卸しされた時のいずれか遅い時までをいいます。ただし、「保管中」および「加工中」を除きます。 |
| 保管中 | 貨物が保険証券添付の加入情報リストに記載された畜舎の建物またはその構内(囲いの有無を問わず、貨物の所在する場所およびこれに連続した土地で同一人によって占有されているものをいいます。この場合、公道、河川等が介在していても構内は中断されないものとします。以下同様とします。)にある間をいいます。 |
| 加工中 | 貨物がと畜場の建物またはその構内にある間をいいます。 |
| 保険期間 | 保険証券記載の保険期間をいいます。 |
| 監視伝染病 | 家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第5条第1項に規定する監視伝染病をいいます。 |
| 死亡 | 「貨物」が、獣医師、家畜防疫員、と畜場検査員によって死亡と診断され、加入者の所属する公益社団法人日本農業法人協会(以下「協会」といいます。)がそれを認めたものをいいます。ただし、「監視伝染病」による「死亡」については、獣医師等の診断および「協会」の承認に加え、所管省庁地方公共団体に届出がなされたものをいいます。 |
| 廃用 | 「貨物」が、治癒の見込みがなく使用価値を失った場合または繁殖能力を失った場合(肉専用種繁殖雌牛および肉専用種繁殖雌豚にかぎります。)において、獣医師、家畜防疫員、と畜場の検査員の診断および指示(自主と殺を除きます。)によりと殺・殺処分・廃棄を行い、加入者の所属する「協会」がそれを認めたものをいいます。ただし、「監視伝染病」による「廃用」については、獣医師等の診断および団体の承認に加え、所管省庁地方公共団体に届出がなされたものをいいます。 |
| 全量廃棄 | と畜場法(昭和28年法律第114号)第16条第3号に基づく命令により、牛白血病の1頭ごとの全量廃棄をいいます。 |
| 家畜再生産費用 | 日本国内で「死亡」・「廃用」または廃棄した肉用牛、乳用牛、肉用豚の代替家畜に生じる飼料・人件費等の畜産経営の再生産費用をいいます。 |
| 支払対象外期間 | 保険期間が始まった後の被保険者に該当した日の午後4時から起算した7日間をいいます。 |

ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと(注意喚起情報のご説明)

1. クーリングオフ

この保険は団体契約であり、クーリングオフの対象とはなりません。

2. ご加入時における注意事項(告知義務等)

●ご加入の際は、加入申込書の記載内容に間違いがないよう十分ご確認ください。

●加入申込書等をご記入いただく内容は、損保ジャパン日本興亜が公平な引受判断を行ううえで重要な事項となります。

●引受保険金額が15億円を超える場合には、保険金額の引き下げおよび保険料の返還を行う場合があります。

●ご契約者または被保険者には、告知事項^(※)について、事実を正確にご回答いただく義務(告知義務)があります。
(※)「告知事項」とは、危険に関する重要な事項のうち、加入申込書の記載事項とすることによって損保ジャパン日本興亜が告知を求めたものをいい、他の保険契約等に関する事項は、次のとおりです。

<告知事項>この保険における告知事項は、次のとおりです。

★被保険者が管理する畜舎の住所

★被保険者が2020年2月1日時点で所有する畜舎ごとおよび畜種ごとの全頭数

(*)口頭でお話し、または資料提示されただけでは、告知していただいたことにはなりません。

(*)告知事項について、事実を記入されなかった場合または事実と異なることを記入された場合は、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

(*)告知事項で申告された頭数は、保険期間中被保険者が飼養する貨物の頭数が増加または減少した場合であっても変更しませんので、正確にご申告ください。

(*)告知事項で申告された頭数は、監視伝染病の診断または届出がなされたものを除きます。

3. ご加入後における留意事項(通知義務等)

●保険期間中に飼養頭数が増減しても、保険期間の途中で異動対応いたしません。ただし、下記事由については、損保ジャパン日本興亜が認める場合にかぎり異動対応をします。

(※)保険事故以外の事故や事業買収および事業売却により、飼養頭数に著しい増減が発生した場合、公益社団法人日本農業法人協会・事務局にご通知ください。

●保険契約締結の後、被保険者は、「普通保険約款」これに付帯する各特約およびこの特約に関する権利および義務を第三者に移転させることはできません。

●加入申込書等記載の住所または通知先を変更された場合は、遅滞なく取扱い代理店または損保ジャパン日本興亜までご通知ください。

●団体から脱退される場合は、必ずご加入の窓口にお申し出ください。

<被保険者の解除請求>

被保険者は、この保険契約(その被保険者に係る部分にかぎります。)を解除することを求めることができます。

お手続き方法につきましては、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

●保険金の請求状況や被保険者の防疫管理態勢等によっては、ご継続をお断りすることがあります。あらかじめご了承ください。

<重大事由>

●保険金を支払わせる目的で家畜を死亡させた場合や保険契約者、被保険者または保険金受取人が暴力団関係者、

その他の反社会勢力に該当すると認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

4. 責任開始期間

保険責任は保険期間初日の2020年3月15日午後4時に始まりです。

*責任開始期間初日から起算した7日の間に、監視伝染病^(※)による死亡・廃用については保険金をお支払しません。

※監視伝染病とは家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第5条第1項に規定する監視伝染病をいいます。